

「千葉市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

千葉市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子に関するパブリックコメント手続について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1 実施期間

令和5年10月10日（火）～令和5年11月9日（木）

2 意見提出者数及び件数

提出方法	人数	件数
電子メール	6人	25件
郵送	0人	0件
ファクシミリ	0人	0件
持参	0人	0件
合計	6人	25件

3 意見の内訳

項目	件数
条例の制定の背景	1件
用語の定義	3件
市、市民等、事業者の責務	1件
支援の取組み	15件
その他意見	5件
合計	25件

4 原案を修正した件数 1件

5 意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙「千葉市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子に対する意見の概要と市の考え方」のとおり

お問い合わせ先 千葉市市民局市民自治推進部地域安全課
電話 043-245-5148
FAX 043-245-5155
電子メール chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp